# 審 査 基 準 表

| 審査項目 | 審査内容 | 総合 |
|---|---|---|
| 全体的な要件 | 事業の趣旨や目的等を十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。 | 20 |
| | 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。 | |
| 企画・制作内容（リーフレット） | 【リーフレット】<br>宮崎県職員林業職として働くことの具体的・直接的な魅力が伝わる内容となっているか。 | 40 |
| | 【リーフレット】<br>サイズやレイアウトなど、学生等が手に取りやすく、持ち運びやすい工夫がされているか。 | |
| 企画・制作内容（パンフレット） | 【パンフレット】<br>勤務条件や福利厚生について、学生等に魅力が伝わる内容となっているか。 | 25 |
| | 【パンフレット】<br>堅苦しいデザインではなく、学生等の目を引きつけるデザインとなっているか。 | |
| 実施体制等 | 実施体制やスケジュール等に余裕があり、内容の変更に対応出来る柔軟性があるか。 | 5 |
| その他 | 仕様書に掲げた業務経費が全て計上されているか。また、提案内容に対し、経費の積算は妥当か。 | 10 |
| | 仕様書に記載された以外で有益な提案があるか。 | |
| 合計 | | 100 |

【審査方法】
（1）委員は、各項目について審査を行い、採点する。
（2）全ての委員の点数を集計する。
（3）集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
（4）委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
（5）参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。
（6）合計点数が最も高い参加者が複数であった場合は、その中から審査員全員による協議により1者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】
5：標準より非常に優れた提案
4：標準より優れた提案
3：標準的な提案
2：標準よりやや劣る提案
1：標準より劣る提案